


◆ 困ったときの相談窓口

① 身近な相談窓口

相談機関	電話番号	相談時間
めぶき相談室（女性相談）	896-1215	月～金：10時～17時
宜野湾市役所 児童家庭課	女性相談：893-4411（内線180）	月～金：10時15分～17時
	子どもに関する相談：893-4422	月～金：10時15分～17時
ているる相談室	女性相談：868-4010	火～土：10時～20時（電話相談）
	男性相談：868-4011	日、月：10時～16時（電話相談）
那覇地方法務局	女性の権利ホットライン：0570-070-810	月～金：8時半～17時15分
	子どもの権利110番：0120-007-110	
	みんなの権利110番：0570-003-110	
インターネット人権相談受付窓口（24時間受付）		携帯版QRコード
※パソコンからは インターネット人権相談 <input type="button" value="検索"/>		

② DV、暴力、性被害等に関する相談

相談機関	電話番号	相談時間
沖縄県女性相談所	854-1172	月～金：8時半～17時
配偶者暴力相談支援センター		土日祝：8時半～12時、13時～16時半
中部配偶者暴力相談支援センター	938-9886	月～金：8時半～17時15分
沖縄県警察本部	警察安全相談：#9110（863-9110）	24時間対応
	性犯罪被害者専用相談：868-0110	24時間対応
宜野湾警察署	898-0110	月～金：9時半～18時15分
沖縄県性暴力被害者 ワンストップ支援センター	#7001	月～金：9時～17時
強姦救援センター・沖縄レイコ	890-6110	水：19時～22時 土：15時～18時

③ 職場でのハラスメントや労働環境等に関する相談

相談機関	電話番号	相談時間
沖縄労働局雇用均等室	職場でのセクハラ、マタハラ（妊娠不利益）についての相談 868-4380	月～金：8時半～17時15分
沖縄県女性就業・ 労働相談センター	女性就業のお問い合わせ（女性のみ） 863-1788	月～金：8時半～17時15分
	労働相談のお問い合わせ（男女問わず、労働者、使用者） ○電話相談： 0120-610-223（フリーダイヤル） ○対面相談（要予約）： 098-941-4750	電話相談： 月～土：9時～20時 対面相談 月～金：9時～17時

第3次宜野湾市男女共同参画計画

～はごろもぷらん～



第3次宜野湾市男女共同参画計画に関するお問い合わせ

宜野湾市役所 市民共同推進課 平和・男女共同係
TEL：098-893-4411（代表）
FAX：098-892-7022（代表）

平成27年4月
宜野湾市

◆ 計画策定の目的

本計画は、男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、宜野湾市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

◆ 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づき策定される男女共同参画推進のための総合的な計画であり、かつ、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき策定される「宜野湾市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての性格をあわせもつ計画です。

◆ 計画期間

本計画は、平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間の計画として策定し、中間年度である平成31年度（2019年度）に中間見直しを行います。

平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
第3次宜野湾市男女共同参画計画（10年間）									
				見直し	第3次宜野湾市男女共同参画計画<改定版>				

◆ 計画の基本理念

本計画においては、男女がともにひとりの人間として尊重され、多様な場面で活躍していく姿を展望し、「性別や世代を越えて 共に輝く男女共同参画都市 ぎのわん」を基本理念に掲げ、その実現に向けた方策を位置づけます。

性別や世代を越えて

共に輝く男女共同参画都市 ぎのわん



※宜野湾市男女共同参画都市宣言の際に決定した男女共同参画シンボルマーク

◆ 評価指標の設定

本計画の推進にあたっては、位置づけられた施策・事業の実効性を確保し、取り組みの成果や課題を客観的に評価する必要があります。そのため、基本方針の柱ごとに、下記の項目を評価指標として設定します。

No.	評価指標	現状値 (H26年度)	目標値 (H36年度)	指標の 把握方法
基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進				
1	社会全体で男女の地位が「平等」とすると回答する者の割合	全体：15.4% 男性：21.2% 女性：12.2%	30%	アンケート調査
2	「男女共同参画計画-はごろもぷらん-」の認知度（「内容も良く知っている」+「内容は少し知っている」の割合の合計）	5.2%	20%	アンケート調査
3	宜野湾市男女共同参画条例の制定	—	制定	市民協働推進課
4	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への参加者数	748人	800人	市民協働推進課
5	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への男性参加者の割合	13.6%	20%	市民協働推進課
基本方針2 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現				
6	「両親学級」への父親の参加率	27.7%	35%	健康増進課
基本方針3 DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進				
7	身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する者の割合	33.3%	10%	アンケート調査
8	DV等に関する相談件数	125件 (H25)	200件	市民協働推進課
基本方針4 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり				
9	男性の家事時間（平日1日あたり）	45.4分	60分	アンケート調査
10	市男性職員の育児・介護休業取得人数（延べ人数）	7人 (H16~25)	20人 (H27~36)	人事課
11	自治会長に占める女性の割合	26.0%	30%	市民生活課
12	市議会議員に占める女性の割合	7.6%	30%	議会事務局
13	市管理職に占める女性の割合	20.0%	30%	人事課
14	市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	34.0%	40%~60%	市民協働推進課

※「評価指標」のうち11、12については市としての努力目標であり、各機関の自立的行動を制約するものではなく、また、各機関が自ら達成を目指す指標ではない。

4. 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

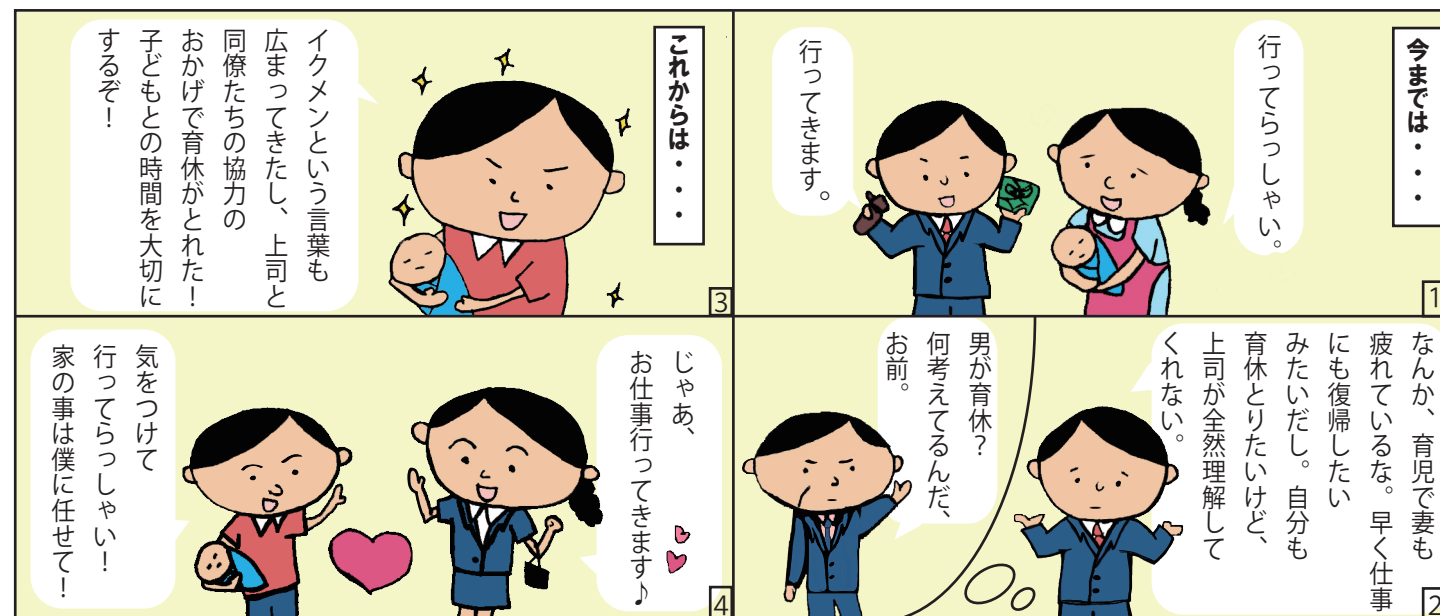
男女がともに協力し合い、自立した社会生活を送るためには、家庭や地域、職場等のあらゆる場面で男女共同参画を推進し、自身が持つ能力を最大限発揮できる仕組みや環境づくりが必要です。また、女性が多様な場面で活躍するための能力向上支援や人材育成も重要です。

このようなことから、男性の家事・育児への参加促進や保育・育児及び介護サービスの充実、地域活動への参加促進、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発等に積極的に取り組み、家庭や地域、職場等のあらゆる場面で男女が活躍できる意識と環境づくりを進めるとともに、それらをけん引する人材育成や能力向上支援に取り組みます。

◆ 施策項目

(1) 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進	1) 家庭における男女共同参画の推進	①男性の家事・育児等への参加促進 ②男性の育児・介護休業取得促進 ③教育現場での意識啓発 ④保育・育児サービスの充実 ⑤介護サービス等の充実 ⑥社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発(家庭)
	2) 地域における男女共同参画の推進	①社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発(地域) ②地域連絡会との連携及び支援充実 ③様々な地域活動への参加促進
	3) 職場等における男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 ②法制度等の周知 ③就業規則の作成・周知義務の広報 ④企業におけるポジティブ・アクションの取り組み促進 ⑤庁内における女性登用の推進及び職域の拡大 ⑥家族経営協定の普及 ⑦保育・育児サービスの充実(再掲) ⑧介護サービス等の充実(再掲)
(2) 女性の能力発揮促進と人材育成	1) 就労支援の充実	①各種講座・講習会の開催及び案内充実 ②ハローワークとの連携強化 ③ひとり親家庭の自立促進
	2) 政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進	①各種審議会等への女性委員登用促進 ②人材バンクの更新及び活用促進
	3) 女性リーダー育成支援の充実	①女性リーダー育成のための研修機会の確保 ②女性団体の活動支援 ③女性起業家への支援

< イクメン >



◆ 基本方針及び施策の概要

1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

男女がともに社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくためには、「男は〇〇、女は〇〇」といった言葉に象徴される固定的な役割分担意識に捉われることなく、一人ひとりがそれを意識し、行動することが必要です。

そこで、男女共同参画社会の実現を目指すため、様々な媒体や機会を通じた市民への意識啓発に取り組むとともに、幼いころから性別による役割分担意識を植え付けられないような学校教育・保育現場での男女平等教育を推進します。

◆ 施策項目

(1) 男女共同参画に関する意識啓発・情報発信等の充実	1) 効果的な広報・啓発の推進	①「市報ぎのわん」を通じた幅広い市民への情報発信 ②市ホームページにおける情報発信の充実 ③本計画の周知 ④「男女共同参画都市宣言」の周知及び「男女共同参画条例」の制定 ⑤男女共同参画支援センターふくふく等の周知及び利用促進
	2) 様々な機会を活用した効果的な啓発活動の実施	①講座等の開催 ②男女共同参画週間の取り組み推進
(2) 学校教育・保育、社会教育等における男女平等教育の充実	1) 男女共同参画意識の浸透を図る教育の推進	①男女共同参画を推進する学校教育・保育の環境づくり ②総合学習の時間における男女共同参画の啓発 ③性別に捉われないキャリア教育の推進 ④男女混合名簿の導入推進 ⑤保護者等への意識啓発の推進
	2) 社会教育における学習機会の確保	①生涯学習講座における学習機会の確保 ②男女共同参画に関する資料等の収集・公開

< 掃除 >



2. 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現

男女が互いの身体的性差に捉われず、生涯を通して健康で安心して暮らしていくためには、互いの性を人権の視点から認め合い、広い視野を持って生命の尊厳に対する理解と意識を高めていくことが求められます。

このようなことから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発を図るとともに、ライフステージに応じた性教育や健康支援等、男女がお互いの性を尊重し協力し合えるまちの実現に向け取り組みます。また、平和や国際協力・貢献への理解を深めていくことで、人権尊重の視点に立ち、広い視野を持ち、様々な人種や性別を尊重するといった多様性を認め合う社会の構築に取り組みます。

◆ 施策項目

(1) 互いの性に配慮した健康支援・性教育等の充実	1) 性と生殖に関する自己決定権の尊重	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 ②健康相談等の機会を通じた家族計画のアドバイス実施 ③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する女性相談事業の実施
	2) ライフステージに応じた性教育・保健対策の推進	①発達段階に応じた性教育・思春期教育の充実 ②こころとからだの健康づくりの推進 ③住民健診・がん検診の推進
(2) 人権の尊重と広い視野で多様性を認め合う社会づくり	1) 人権の尊重に係る啓発教育	①人権に係る各種啓発活動の実施 ②学校における人権教育の推進 ③メディア・リテラシーの推進 ④多様な性を尊重する意識の啓発 ⑤申請書等の不要な性別欄の削除
	2) 多様な文化と触れ合う各種国際交流事業等の推進	①各種国際交流事業の推進による異文化理解 ②男女共同参画に関する国際的な動向の把握・周知 ③市内在住外国人との交流やネットワークづくり
(3) 平和な社会づくりへの貢献	1) 平和の継承と発信	①平和啓発イベントの継続実施 ②宜野湾市平和学習派遣事業の継続実施 ③学校における平和学習の推進
	2) 基地被害の除去による平和な暮らしの実現	①基地被害の除去に向けた取組みの推進

<子ども>



3. DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進

近年、配偶者等からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談は増加傾向にあり、その被害者の多くは女性であるという現状があります。配偶者やパートナー、恋人などの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害であり、犯罪にもつながる行為です。

そこで、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や暴力防止のための意識啓発に取り組むとともに、相談支援の充実、関係機関との連携による被害者支援体制の強化等に取り組み、暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

◆ 施策項目

(1) DV（配偶者等からの暴力）等防止に向けた取り組み	1) 多様な媒体による効果的な広報・啓発の推進	①あらゆる暴力を防止するための啓発 ②関係法令等の周知徹底
	2) 相談体制の充実	①相談体制の充実 ②相談員のスキルアップ支援 ③相談窓口の周知
(2) ハラスメント防止対策の推進	3) 被害者支援体制の充実	①通報・通告義務の周知 ②児童虐待の早期発見・対応の充実 ③地域コミュニティの強化による早期発見・対応の充実 ④被害者情報保護の支援措置 ⑤一時保護施設との連携 ⑥DV被害者等の転居支援
		①職場におけるセクハラ、パワハラ、モラハラ等防止に向けた意識啓発 ②様々な機会を通じた市民への周知 ③相談窓口の周知(再掲)

<デートDV(交際中のカップル間におこる暴力)>



※相手の行動やつきあいを監視、制限することは、社会的暴力にあたります。